

議案第 4 5 号

北本市こども医療費の支給に関する条例等の一部改正について

北本市こども医療費の支給に関する条例等の一部を次のように改正する。

平成 2 1 年 6 月 5 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市こども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例

(北本市こども医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 北本市こども医療費の支給に関する条例（昭和 4 8 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「規定により」の次に「小規模住居型児童養育事業を行う者又は」を加える。

(北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正)

第 2 条 北本市重度心身障害者医療費支給条例（昭和 5 8 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「6 5 歳以上」の次に「7 5 歳未満」を加え、「受けたもの」を「受けているもの」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(4) 7 5 歳以上の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けているもの

第3条第2項第2号中「児童福祉法」の次に「第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法」を加える。

(北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正)

第3条 北本市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成4年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「父母及び」を「父母、」に改め、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」の次に「第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法」を加える。

第3条第2項第4号中「規定する」の次に「小規模住居型児童養育事業を行う者又は」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。